

岩手県権限移譲等推進計画

(各行政分野の市町村と県の役割分担の考え方)

1	地域振興・総務分野	1
2	環境生活分野	3
3	保健福祉分野	6
4	商工労働観光分野	10
5	農林水産分野	14
6	県土整備分野	17
7	教育分野	19

1 地域振興・総務分野

○ 役割分担の基本的な考え方

地域コミュニティの活性化、地域の伝統芸能等の振興など、住民の主体的な参加と協働により取り組むべき地域づくり分野、及び住民のニーズを踏まえながら取り組むべき地域交通や情報通信の基盤整備分野については、地域の実情に精通している市町村が担うことが望ましい。

県は、市町村の取組みに必要な情報提供、市町村間の調整、人材育成等の支援を行うとともに、市町村と連携しながら「三陸鉄道」、「IGRいわて銀河鉄道」や「いわて情報ハイウェイ」など広域的・基幹的な基盤の整備・維持を担う。

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 市町村内の区域変更について

市町村内の区域変更に関する事務については、県及び市町村を通じた事務の効率化の観点から、県への届出事務を廃止し、市町村が担うのが望ましい。（地方自治法）

(2) 特定非営利活動法人（NPO）の認証事務について

県が所轄庁となっている法人のうち、同一の市町村の区域内のみに事務所を設置する法人の設立認証等の事務は、行政サービスの利便性向上の観点から、その市町村が担うのが望ましい。（特定非営利活動促進法）

(3) 一般旅券の発給について

一般旅券の発給のうち、申請受理及び交付に関する事務は、現在、申請者は市町村で戸籍を取得し、県（広域振興局等）で手続を行っているが、行政サービスの利便性向上の観点から、市町村が担うのが望ましい。（旅券法）

(4) 産業保安事務について

火薬類取締、液化石油ガスの保安等産業保安事務のうち、その規制の効果が市町村の区域内で完結するものについては、行政サービスの利便性向上の観点から、市町村が担うのが望ましい。（火薬類取締法、武器等製造法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法 ほか）

2 主要な政策に関する役割分担

(1) 地域振興（地域づくり）行政分野

市町村は、住民の主体的な参画と協働により地域コミュニティ対策をはじめとした地域づくりを行う。県は、市町村の地域づくりに必要な情報提供、広域的な視点での人材育成等を行う。

(2) 地域公共交通行政分野

市町村は、「まちづくり」の視点で、住民の意向を踏まえながら総合的に地域公共交通を検討・整備する。県は、市町村の地域公共交通の検討・整備に必要な情報提供等の支援を行う。また、三陸鉄道及びIGRいわて銀河鉄道の維持については、県と関係市町村が連携して取り組む。

(3) 国際行政分野

市町村は、区域内に在住する外国人に対する生活支援など多文化共生を推進するとともに、地域の実情を踏まえた国際交流・協力を行う。県は、全県的視野からの先導的事業等を行うとともに、岩手県国際交流協会への支援を通じて、市町村の区域内の民間団体等に対する支援を行う。

(4) 情報通信行政分野

市町村は、民間通信事業者によるブロードバンド環境等の整備が及ばない地域について、住民ニーズを踏まえながら整備を行う。県は、市町村のブロードバンド環境等の整備に必要な情報提供等の支援を行う。なお、国策として進められた地上デジタル放送への対応については、国が責任を持って地域の支援に取り組むべきである。

(5) 私立学校行政分野

県は、私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校法人に対する認可等を行うとともに、所轄の学校法人に対する運営費等の補助を行う。市町村は、私立幼稚園に対する就園奨励のための補助を行う。

2 環境生活分野

○ 役割分担の基本的な考え方

環境保全対策や廃棄物対策等の環境行政については、影響が広域に及ぶことから、県は、計画や指針及び基準の設定等の事務を行い、住民に身近で地域内で完結する事務については、効果的で迅速な対応が可能となることから、地域の実情に精通している市町村が担うことが望ましい。

なお、事務の執行に当たり、専門的知識・技術を有する職員の配置が必要となる事務が多くあることから、事務権限の移譲に当たっては、市町村の規模や職員体制を考慮するとともに、段階的な移譲を進めるなどの方法を検討していく。

また、職員派遣や人事交流、権限移譲後の支援・指導についても、市町村の規模や職員体制を考慮しながら適切に対応していく。

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 公害防止及び化学物質対策

- ① 「工場や事業場などから排出される汚水やばい煙、粉じんなどの規制」あるいは、「騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定等」について、県は、基準の設定や全県の状況把握を行い、規制及び監視などの地域完結型の事務については、地域に密着した事務であり、地域の実情に精通し、住民からの環境保全要望に対して主体的かつ迅速な対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。
- ② 「ダイオキシン類を排出する施設を有する事業者への規制や監督」、あるいは、「人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質に係る事業者への規制や監督」などの地域完結型の事務は、地域に密着した事務であり、地域の実情に精通し、住民からの環境保全要望に対して主体的かつ迅速な対応が期待できることから市町村が担い、県は、市町村における監視への助言を行うのが望ましい。
- ③ ただし、①及び②の権限移譲に当たっては、複数の化学系職員を配置し、専門的知識や技術を蓄積・継承する体制が必要であることから、人口が概ね 10 万人以上の自治体に移譲を進める。
なお、人口規模が 10 万人未満であっても、同様の体制を構築できる自治体は、移譲の対象とする。

(2) 土地利用

県は、土地利用基本計画等の計画策定を行い、住民を対象とした届出事務については、土地の現状等を把握している市町村が担うことが望ましい。

(3) 物価対策

「物資の買占め及び売り惜しみが行われるおそれがある場合」や「価格が異常に高騰し又は高騰するおそれがある場合」に、国が緊急的に指定した特定物資に係る調査等について、県は、複数の市町村で活動する販売業者（小売業を除く。）に係る事務を行い、小売業者及び当該市町村でのみ活動する販売業者に係る事務については、地域の実情に精通していることで、速やかな対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。

(4) 水道

県は、水道事業の経営認可及び計画の策定を行い、専用水道に関する布設工事着手前の確認及び簡易専用水道に関する給水停止命令等の事務については、事務処理の迅速化や地域の実情に応じた対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。

(5) 廃棄物

県は、産業廃棄物に係る計画策定、規制・監督事務及び一般廃棄物処理施設に係る規制・監督事務を行い、一般廃棄物についての計画策定、処理事業及び規制・監督事務は市町村が行っているが、産業廃棄物処理等の指導監督については、関係施設等が設置されることにより環境への影響を受ける市町村にも、施設や業者への立入調査権限を付与し、当面、県と共同で事務処理を行うことが望ましい。

(6) 浄化槽

県は、保守点検業者の登録及び水質検査機関の指定を行い、浄化槽の設置届出受理の事務については、住民に身近な事務であることから、市町村が担うことが望ましい。

(7) 採石、砂利採取

県は、採取業者の登録事務を行い、採取場の認可及び監督等の事務については、地域内で完結する事務であることから、一定の条件（地形の現況図や計画図等の判読ができる職員の配置）を満たす市町村が担うことが望ましいが、採取場の数が少なく、事務が非効率になる場合には、従前どおり県が担うこととする。

(8) 鳥獣保護

県は、全県を対象とする計画策定や複数市町村間の調整事務及び狩猟免許に関する事務を行い、全県的な個体数管理の必要のない有害鳥獣の捕獲の許可に関する事務は、住民に身近な市町村が担うことが望ましい。

(9) 自然公園

県は、公園内の特別地域・特別保護地区などの指定及び行為の許可を行い、公園内の行為の届出の受理については、申請者の利便性が向上するとともに、迅速な対応が可能になることから、市町村が担うことが望ましい。

2 主要な政策に関する役割分担

(1) 県民生活安全及び交通安全

「犯罪のない安全安心なまちづくり」や「交通安全対策」に関する普及啓発については、住民に最も身近な自治体である市町村が、地域における住民の意識の高揚や防犯団体の支援を担い、県は、広域性、専門性の観点から市町村の支援や計画・指針の策定、県民運動等を行っており、引き続き連携を強化して取り組んでいく。

(2) 消費生活

「住民からの消費生活に関する相談対応業務」については、現在、県及び一部の市が相談業務を実施しているが、地域住民に身近な市町村が第一的な窓口となることにより、住民の利便性が向上することから、市町村が体制整備を図りながら消費生活相談窓口を設置して、住民からの相談を受け付け、県は、市町村への助言や高度又は広域的かつ専門性の高いものを対象として処理するのが望ましい。

(3) 地球温暖化対策

「本県における温室効果ガスの排出抑制に関する普及啓発」について、市町村においては、地球温暖化対策地域協議会等の組織化支援などにより、地域に密着した普及啓発等を推進し、県においては、市町村やNPOとの協働により、全県的な取組みを展開しており、引き続き連携を強化して取り組んでいく。

(4) エネルギー確保対策

「風力やバイオマスエネルギーなどの新エネルギーの導入促進」について、市町村は、それぞれの地域特性に応じた新エネルギーの利活用や導入に取り組み、県は、県民・事業所への普及啓発や情報提供、市町村の取組みの支援を行っており、引き続き連携を強化して取り組んでいく。

(5) 青少年対策及び男女共同参画

「青少年対策」や「男女共同参画」に関する普及啓発について、国、県、市町村がそれぞれの区域に応じた取組みを行っており、今後も一層の機運の醸成が必要であることから、引き続きNPOや関係団体との連携協力を強めながら、現状の役割分担を進めていく。

3 保健福祉分野

○ 役割分担の基本的な考え方

保健・医療・福祉分野については、それぞれの分野ごとの法令において基本的な役割分担が異なるものの、住民生活に直結する行政分野であり、特に保健・福祉分野の相談・支援や福祉的給付等の直接的なサービス提供業務を中心として、可能な限り住民に最も身近な市町村が担うことが望ましい。

一方で、業務を実施するうえで専門性が高く、各種の免許、資格を必要とする専門職の配置が必要な場合も多いことから、医療機関や衛生関係営業の許認可、精神科救急対応、介護保険事業者の指定等の広域的、専門的、技術的な業務については、当分の間県が担うこととする。

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 保健分野について

平成9年に改正された地域保健法等において、市町村においては住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービス（母子、老人、精神保健や各種健康診査等）を実施し、県（保健所）においては広域的、専門的、技術的拠点としての機能強化（感染症、難病、精神科救急、食品衛生、生活衛生等）を図るものとされ、次表のとおり整理されている。

区分	責務（地域保健法第3条）	具体的な役割（例）
市町村	①必要な施設整備、②人材確保・資質向上等	①市町村保健センター設置 ②保健所設置（中核市等）
都道府県	①必要な施設整備、②人材確保・資質向上、 ③調査研究、④市町村に対する技術的援助	①保健所設置、②精神保健センター設置、③衛生研究所設置
国	①情報収集・整理・活用、②調査研究、 ③人材養成・資質向上、④市町村・都道府県 に対する技術的援助及び財政的援助	①施策展開例の収集・提供、②全国的な調査研究、③保健師等養成・リーダー研修、④必要な助言

しかし、個別的な分野においては住民に身近なサービスが全て市町村に移管されているわけでは必ずしもなく、次表に掲げるようにより一層の役割分担の見直し（市町村への移管）が必要。

国	各種地域保健制度の設計、指針等の提示、全国的な調査研究等
県	①県型保健所設置による専門的保健サービス提供 ②専門的・広域的な保健衛生の研究、研修センター設置 ③人材確保・資質向上支援、調査研究、市町村等支援
市町村	①保健センターにおける 一部の専門的な保健サービスの実施【市町村への権限移譲・事務委託】 （特定疾患医療受給者証交付申請の受理、精神通院医療受給者証の発行、未熟児訪問、育成医療申請受理等） ②中核市等における 保健所設置【市町村への権限移譲】 （地域保健法施行令の改正が必要。現行の地域保健基本指針上は人口30万人以上が要件）

なお、これまで国全体として進められてきた地域保健法改正、介護保険制度創設、医療制度改革等を受け、市町村においては業務量が非常に増加しており、特に小規模町村においては、現在の業務すら対応困難な状況がある。

また、地域保健分野においては、特に医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等の資格要件が必要な業務が多く、対人サービス業務として、マンパワーに頼る面が大きい分野であるだけに、今後、こうした専門職の確保、育成と、十分に業務を遂行するための財源確保が大きな課題として浮き彫りとなっている。

これら医師、獣医師等の専門職確保や、質の確保・向上のためのローテーションの困難性のほか、県が業務を担う場合と市町村が担う場合の行政の効率性の観点から、市町村がフルセットで保健所を設置するよりも、県で引き続き保健衛生分野を担うべきとの強い意見もあったことから、保健所設置を含む地域保健全般については、当面、合併等により中核市又は人口 30 万人に近い市が誕生する場合を想定する。

また、個別的サービス分野については、住民の利便性向上を中心にしながらも、配置が必要な専門職の状況を勘案し、現状で最も妥当と考えられる役割分担とする。

具体的な項目については次のとおり。

ア 地域保健

保健所設置（人口 30 万人に近い中核市相当の市）。ただし、現状では、人口 15 万人を超える市は盛岡市以外にはないこと。

イ 健康増進

特定給食施設に対する指導検査、国民健康・栄養調査の実施（市町村）。ただし、医師又は管理栄養士の配置が必要。

ウ 精神保健

精神通院医療の支給認定、受給者証交付事務等（市町村）

エ 母子保健

市町村における次の事務の実施

- ① 低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療申請書等の受付
- ② 18 歳未満の障害児に対する育成医療申請書等の受付

(2) 医療分野について

医療法等において、次表のように都道府県の役割が大きく位置づけられており、保健及び福祉の分野と異なるところである。

区 分	責務（医療法第 1 条の 3）	具体的な役割（例）
市 町 村	（国、地方公共団体）良質かつ適切・効率的な医療提供体制の確保	①医療監視（保健所設置市）
都 道 府 県		①医療監視、②医療計画策定・推進、③医療審議会、④医療安全確保、⑤医療連携体制構築、⑥医療従事者確保
国		①医療提供体制確保基本方針

このような中で、次のような各種医療関連従事者免許については、住民の利便性向上の観点から届出、申請の受理事務の市町村への移管が望ましい。

ア 厚生労働大臣免許

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、薬剤師等

イ 都道府県知事免許

准看護師、栄養士、調理師等

ただし、医療関連従事者免許の最終審査、台帳登録、免許証発行自体については、国又は県において処理せざるを得ない事務であるため、市町村に受理事務を移管するメリットは住民の利便性向上のみであり、県及び市町村の事務の効率化につながるものではないことに留意する必要がある。

(3) 福祉分野について

平成 12 年までの社会福祉構造改革を受け、老人福祉、介護保険、障害者福祉、児童福祉等、多くの地域福祉の権限、業務の実施主体は、個別法において市町村に移管されている。

なお、社会福祉法においては、次表のように大まかな役割分担が定められている。

区分	責務 (社会福祉法第 6 条)	具体的な役割 (例)
市町村	(国、地方公共団体) 福祉サービス提供体制確保、適切な利用の推進	①福祉事務所設置 (市) ②社福法人所管 (中核市) ③社会福祉事業経営、地域福祉計画 (市町村)
都道府県		①福祉事務所設置、②社福法人所管、③社会福祉事業許認可等、④社会福祉事業従事者確保、⑤福祉人材センター設置、⑥地域福祉支援計画
国		①社会福祉事業従事者確保等基本指針、②中央福祉人材センター設置、③福利厚生センター設置

個々の事務についてみると、市においては福祉事務所を設置し、生活保護業務等を実施しているのに対し、町村部については県の福祉事務所が所管しているなどの例があり、住民に身近な行政サービスの提供という観点から、次に掲げる具体的事務についての(市)町村への移管など、役割分担の更なる見直しが必要と考えられる。

ア 生活保護 (福祉事務所設置)

町村による生活保護業務の実施 (次表のとおり)

国	生活保護の基準設定、県に対する指導監督
県	①生活保護の実施機関(市町村福祉事務所)に対する指導監督、人材育成 ② 町村部につき近隣市への事務委託による保護の実施
市	保護の実施
町村	福祉事務所設置による保護の実施 (一部事務組合設立等も検討) 【町村への権限移譲】

町村部における福祉事務所設置については、設置する町村側の人材確保と財源の担保が大きな課題である。また、近隣市への委託については、関係市町村の合意や委託財源の確保が重要であり、一つの方向としてさらなる検討が必要である。

イ 障害者福祉

- ① 特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給決定（町村）
- ② 障害者相談員の委嘱（市町村）

なお、社会福祉法人や各種社会福祉施設の許認可、事業者指定、指導監督等に関しては、①老人福祉法、児童福祉法等の規定による社会福祉施設等の許認可権限、②介護保険法、障害者自立支援法による事業者指定、指導監督等の権限、③社会福祉法、医療法等の法人に関する許認可、指導権限について、それぞれ整合性、一体性を確保すべきとの意見が強く、市町村の役割として位置づけるには時期尚早と考えられる。

については、今後の主要な検討課題として位置づけることとする。

また、今後市町村に移管となる業務について、可能な限り市町村間の業務水準を平準化していくことが必要であり、県としてどういう面で、どれだけ市町村をバックアップ（コンサルティング）すべきかについて、権限移譲を進める中で検討が必要との意見も強い。

具体的な手法としては、市町村担当職員の育成・研修制度の充実、県と市町村又は市町村間の人事交流の仕組みのほか、支援する県側の職員について3年程度の短期間での人事異動を再考するなど、スペシャリストとしての役割を期待する意見が上げられている。

2 主要な政策に関する役割分担

○ 難病対策（特定疾患医療受給者証認定申請受付）

法令ではなく、国の要綱に基づく事業として実施されている、医療費負担の軽減等福祉施策的な要素の強い事業である。

特定疾患医療受給者証交付申請書の受付については、患者の利便性の面、市町村施策との連動（在宅支援の総合的実施）という両面から、市町村が実施することが望ましいこと。（認定、交付及び医療費支給は県）

ただし、①事務処理体制やコスト面での条件整備、②個人情報保護保護の観点（市町村に知られたくないという心情への配慮）、③療養支援を保健所が行うための患者情報の共有等の課題について整理検討する必要がある。

4 商工労働観光分野

○ 役割分担の基本的な考え方

ものづくり産業や観光産業の振興、労働・雇用対策といった行政分野については、市町村のみが役割を担うことは困難であり、市町村と県、さらには商工会、商工会議所などの産業支援機関が連携しながら、広域的な取組みを行っていくことが必要である。

なお、現在県が担っている事務権限のうち、市町村への移譲によって、「近くで手続きが出来るようになる、対応が早くなる、きめ細かくなる・手厚くなる」ものについては、希望する市町村に対して今後も権限移譲を進めていく。

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 中小企業団体の組織に関する法律、中小企業等協同組合法

国	一部業種に係る組合（財務大臣及び国土交通大臣所管関係）及び地区が一つの都道府県の区域を越える組合を所管する。
県	岩手県中小企業団体中央会の所管、県内中小企業等組合の状況の把握、市町村への情報提供を実施するとともに、市町村を跨る事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会並びに火災共済協同組合、商工組合、商工組合連合会を所管する。
市町村	地区が一の市町村の区域を越えない事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会並びに企業組合及び協業組合を所管する。
産業支援機関等	岩手県中小企業団体中央会が、県・市町村と連携して、中小企業組合の指導・育成を行う。

(2) 中小小売商業振興法・施行令

国	中小小売商業振興指針の策定・変更、高度化事業計画のうち連鎖化事業計画及び電子計算機利用経営管理計画の認定、変更の認定及び認定の取消し、高度化事業等に必要な資金の確保及び融通の斡旋を行う。
県	以下の事務を行う市町村に助言するとともに、県の融資を伴うもの等、市町村で事務が完結しないものについては、県が中心となって事務を行う。
市町村	高度化事業計画のうち、商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画及び商店街整備等支援計画の認定、変更の認定及び認定の取消しを行う。 なお、市町村内で完結する事業計画である性格上、効率的に認定事務を行うには全市町村において現在の県の事務を行うことが望ましい。

(3) 商工会議所法、商工会法

商工会議所、商工会は地域の総合的経済団体であり、それぞれの根拠法により、活動地域も市町村内に限られるため、商工会議所、商工会の指導は市町村が行うのが望ましく、国、県及び市町村の役割分担は、以下のとおりとするのが適当と考えられる。

国	全国統一的に扱うのが適当な商工会議所における国際的業務（輸出品の原産地証明）の指導監督を担うに止め、現在持っている権限を県にすべて移譲する。
県	国から移譲される権限も含めて現在持っている権限を市町村にすべて移譲し、商工団体の県組織（商工会連合会、商工会議所連合会）との協力等による広域的な支援の役割を担う。
市町村	県からの権限移譲を受け、商工会議所、商工会等の指導監督を行う。

ただし、許認可権限が付与されることにより、行政庁への従属性が強くなるおそれが生じるとともに、商工会議所法の運用が、まちまちになり全国的に統一した水準の維持が困難になることを理由として、県から市町村への権限移譲はもとより、これ以上国から都道府県への権限移譲は進めるべきではないとの強い意見がある。

(4) 工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

県	市町村から必要な情報を得ながら、広域的な見地からの調整を行う。
市町村	工場立地に係る届出の受理等の手続きを市町村が行い、市町村内の企業活動の状況を把握し、工場の新設、増設が周辺環境と調和しながら適正に行われるよう配慮する。

2 主要な政策に関する役割分担

(1) 産業振興（ものづくり）

国	全国一律のサービスや規制、諸外国との調整等を行う。	
県	市町村域を跨る調整や県境を越えた広域連携等を行う。	個別の企業支援は極力地域（県・市町村）が行う。
市町村	個別企業の支援等を行う。	

※ 市町村のみが産業振興を行うのは限界があり、特に工業（ものづくり）系の産業振興については、広域で行う。

(2) 産業振興（商業まちづくり）

「商業振興」は幅広く「まちづくり」の観点から対応すべき課題であり、「まちづくり」は地域政策課題であることから、財源、権限、政策立案は「地域起点」とする必要がある。

国	「まちづくり」のベースとなる土地利用法制など、基幹的の制度部分を担う。
県	県は、俯瞰的・広域的観点からの調整・政策立案、市町村への政策立案支援（地域課題の分析、将来課題など問題提起、対応方途提案等）の役割を担う。
市町村	商工団体と連携して、地域に応じた政策立案・実施を担い、「まちづくり」の観点から主体的ビジョンを定め、「供給者」サイドに偏らない「生活者」視点で施策を立案・実施する。

(3) 中小企業振興

国	基幹的法制度の整備、運用を行う。
県	国の政策に基づき、地域の特徴を踏まえた中小企業支援を実施する。
市町村	関係中小企業支援団体や商工団体等と連携を図り、地域産業振興（中小企業支援）に取り組む。
産業支援機関等	(財)いわて産業振興センターが広域的な支援を集中的・効率的に行っていくとともに、広域・専門的な支援機能を有する商工団体の法的役割を活用する。

(4) 観光

国	サービス効果が全国に波及する事務や、国で実施する方が効果的、効率的な事務を行う。
県	市町村の区域を越えるサービス、県が実施することが効率的・効果的な事務を行う。（県は市町村の動きを誘導・支援していく）
市町村	地域の民間事業者にも最も身近な行政機関として、官民協働で地域ぐるみの観光地づくりを推進していく。
(財)岩手県観光協会	国内を中心に観光宣伝等を行っている岩手県観光協会が、主体的に外国人観光客の誘致や他県連携等を実施していく。

※ 広域的な観光（産業）振興戦略の策定、情報発信、誘客活動の実施については、市町村を中心としながら、広域振興局や地方振興局が、民間の観光関係業者等と一体となって取り組む必要がある。

(5) 労働（労働）

国	関係法令に基づく指導・監督や、全国的に統一した基準・運用で行うべき労働行政を行う。
県	国からの権限移譲を受け、地域における労働行政の主体として、関係機関と連携しながら、労働基準行政、雇用均等行政を行う。
市町村	市町村は、それぞれ固有の労働問題を行う。

(6) 労働（職業安定）

国	全国一律のサービス水準が必要な職業紹介業務について、ネットワークを構築・提供する。
県	国からの権限移譲を受け、地域住民を対象とする職業紹介業務を行う。
市町村	効果が地域に限定される業務（出稼ぎ労働者援護等）を引き続き行う。

(7) 労働（職業能力開発）

国	全国一律のサービスではなく、地域事情を考慮、反映した施策を実施する県・市町村の支援を行う。
県	引き続き特定の者（障害者等）を対象とした能力開発を実施。

※ 「2 主要な政策に関する役割分担」について、以下の意見あり。

- ・ 産業振興施策は、県固有のもの、市町村固有のものがあり、それぞれの求める役割が自ずと異なることから、単に現場に近いから市町村に権限を移譲するのではなく、それぞれの役割を踏まえ、現実の中で最も効果が上がる仕組みを構築すべき。

- 市町村への権限移譲とは別に、県として産業振興施策の遂行上必要な場合に
関与できる権限を留保しておくことが必要。
- 商工団体は、産業振興行政の一端を担っており、県や国の行政を遂行するに
あたって不可欠の組織であることから、行政上必要な時には県の権限移譲を受
ける仕組みにしておくことが必要。
- 市町村に商工団体の指導、商工業行政に係る権限移譲を行う場合は、十分な
支援（人材・ノウハウ資金等）が必要。

5 農林水産分野

○ 役割分担の基本的な考え方

農林水産行政については、農林水産業を地域経済社会の発展を支える産業として確立していくため、市町村と県が連携を強化していく中で、適切に役割分担しながら、農林水産業を振興する施策を展開していく必要がある。

このため、県は、高度に専門的・技術的な判断や広域的な処理を必要とする事務を担い、市町村の振興計画と密接に関係する事務や生産者の利便性が向上する事務については、地域の実情に精通している市町村が担うことが望ましい。

なお、事務権限は、希望する市町村へ順次移譲を進めていくこととし、事務を処理するために必要となる専門的な知識や技術については、研修等を通じてその習得を支援していく。

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 生産振興に関する許認可事務

市町村は、地域内で完結する生産振興に関する許認可事務のうち、国との協議を必要としない事務で、市町村の振興施策と密接に関係する事務や生産者の利便性が向上する事務を担うことが望ましい。

県は、高度に専門的・技術的な判断や国との協議が必要な事務、広域的に処理する必要がある事務を担う。

○ エコファーマーの計画認定等に関する事務

現在、県は、エコファーマーの計画認定に必要な県指針の策定、エコファーマーの計画認定（取り消し）、取組み状況の報告の徴収、移譲市町村への認定に係る技術的支援等の事務を担い、エコファーマーの計画認定、取組み状況の報告の徴収に関する事務は、一部市町村への移譲に止まっているが、安全・安心な産地づくりなど市町村の農業振興施策と密接に関連することから、全市町村に移譲を拡大することが望ましい。

(2) 土地の利用調整等に関する事務

市町村は、地域内で完結する土地の利用調整等に関する事務のうち、研修等を通じて専門的な知識や技術の習得により対応可能な事務で、市町村の主体性・自立性が高まる、事務処理の効率化が図られる、生産者の利便性が向上する事務を担うことが望ましい。

県は、市町村を越えた土地の利用調整や一定規模以上の土地の利用調整を担う。

① 農地転用に関する事務

現在、県は、4ha 以下の農地転用の許可を担い、2ha 以下の農地転用の許可は、一部の市町村への移譲に止まっているが、市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、希望する市町村へ順次事務を移譲するとともに、国から県への 4ha 超の農地転用許可権限の移譲を前提として、4ha 以下の農地転用の許可まで、段階的に引き上げることが望ましい。

② 土地改良区、農協が行う土地改良事業計画認可等に関する事務

現在、県は、市町村営、土地改良区営、農協等営の土地改良事業計画認可等に関する事務を担い、市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の施行認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村へ順次事務の移譲を進めることが望ましい。

③ 土地改良区等が行う土地改良事業に係る換地計画の認可等に関する事務

現在、県は、県営、市町村営、土地改良区営、農協等営の土地改良事業に係る換地計画の認可等に関する事務を担い、市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の換地計画の審査・認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが望ましい。

④ 森林内での開発行為に関する事務

現在、県は、森林内での開発行為に関し、10ha 以上及び市町村の区域を越えた場合並びに市町村の区域内で完結する 10ha 未満の許可、申請許可者への技術指導、違法開発行為への監督処分・行政指導等に関する事務を担い、市町村の区域内で完結する 10ha 未満の許可、申請許可者への技術指導、違法開発行為への監督処分・行政指導に関する事務については、一部の市町村への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の土地開発計画との調整を図るとともに、適宜立入検査等を行い違反開発の未然防止に努める観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが望ましい。

⑤ 保安林内での間伐に関する事務

現在、県は、保安林の指定及び解除、伐採届出者への技術的指導、違法行為への監督処分・行政指導、市町村の区域内で完結する保安林内における間伐届出等に関する事務を担い、市町村の区域内で完結する保安林内における間伐届出に関する事務については、一部の市町村への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村窓口での届出を可能とし、届出者の利便性の向上を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが望ましい。

2 主要な政策に関する役割分担

(1) 農林水産業をリードする経営体の育成

市町村は、地域内の経営体の育成・確保に向けた支援などを担うことが望ましい。
県は、経営体の経営能力の向上や市町村・団体等の取組みの支援、生産基盤の整備等を推進する。

(2) 生産性・市場性の高い農林水産物産地の形成

市町村は、地域内の産地づくり施策の立案、施設整備・施設整備への支援、生産者の日常的な指導や支援などを担うことが望ましい。
県は、市町村や団体等と連携し、産地づくり戦略の策定、高度技術等の開発・普及、産地間のコーディネート、生産基盤整備等を推進する。

(3) 消費者・実需者ニーズに対応した販路の拡大

市町村は、地域内の生産者や団体が行う、産地イメージアップや地域食材の安定供給のための地域内ネットワーク形成などの支援を担うことが望ましい。
県は、市町村や団体等と連携し、民間ノウハウを活用した商談機会の拡充や、関連産業との連携の強化等により、生産者等の取組みを支援するとともに、川上と川下のネットワーク化による安定的な木材の供給体制の整備を支援する。

県土整備分野

○ 役割分担の基本的な考え方

道路、河川、港湾等の「公物管理」に係る事務については、施設の管理者が法的に明確化されているものが多く、国土の保全や国民経済を支える基盤の整備・管理を適切に行う観点から国・県・市町村の役割分担を考えて行く必要がある。その中でも地域づくりや住民生活に密着した分野については出来るだけ市町村が担うことを基本とし、同時に「管理権限」と「事務処理権限」の間で混乱を生じないような配慮も行う必要がある。

建設業対策や建築確認をはじめとしたソフト分野についても、地域づくりや住民生活に密着した分野については出来るだけ市町村が担うこととし、国・県は「補完的」、「広域的」な分野を担うことが望ましいが、法律上、資格を有する者の配置が条件となる事務もあることから、市町村における実施体制の整備状況を踏まえながら移譲を進めていく。

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担（主に「公物管理」に係る事務）

(1) 道路分野について

「道路分野」については、国民の生活や社会経済活動を支えるために基盤の整備・管理を適切に行う観点から、現行の「道路の位置付け」に基づく国、県、市町村の役割分担（管理責任）が妥当であると考え。ただし、現在、市町村合併が進み、路線の全区間が同一市町に存する県道が増加していることから、今後、道路ネットワークの見直しを進め、国道・県道・市町村道の再編を検討する必要がある。

○ 「道路の位置付け」（道路法第5条、第7条、第8条）

国 道 - 高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成する道路で政令で指定。

県 道 - 地方的な幹線道路網を構成する道路で知事が認定

市町村道 - 市町村の区域内に存する道路で市町村長が認定

(2) 河川、砂防（地すべり・急傾斜対策含む）、海岸分野について

「河川分野」、「砂防分野」、「海岸分野」については、住民の生命・財産の保護を目的とした基盤の整備・管理を適切に行う観点から、基本的には、現状の役割分担が適当である。

(3) 都市計画分野、下水道分野、住宅対策分野について

「都市計画分野」、「下水道分野」、「住宅対策分野」は地域づくりや住民生活に密着した分野であり、出来る限り「市町村」が担っていくことが適当である。

(4) 港湾分野（港湾管理・整備）について

「港湾分野」については、「重要港湾」（久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港）は、「県の物流拠点」としての性格が強く、その面からの利活用を考える上でも県がその役割を担うべきと考える。一方、「地方港湾」（八木港、小本港）については物流の現状や将来の見通しを踏まえ、その役割分担について検討していく。

【参考】

「県土整備分野」は主に「公物管理」を担っている分野であるが、その中でも、法令上管理権限を移譲できる範囲が限定されるものについては事務処理権限のみの移譲となることから、1つの公物を管理する際に「管理責任を持つ者」と「事務処理権限を持つ者」が存在する状態となり、1つの事業を2つの主体が担うことによる混乱を招かないよう、そのあり方を十分に精査する必要がある。

2 主要な政策に関する役割分担（「1」以外で法令・条例等に基づく事務を含む）

(1) 建設業対策分野について

「建設業対策分野」は、建設業許可、経営事項審査をはじめ、建設業支援においても、市町村の区域を超えて「広域的視点」に基づいた対応が求められることから、これまでどおり、国、都道府県が主体的に処理していくことが望ましいと考える。

(2) 景観対策分野について

「景観対策分野」は地域づくりに密着した分野であり、出来る限り市町村が主体となって、その事務を担うことが望ましいと考える。

(3) 「建築確認事務」及び「建設工事に係る資材の再資源化対策（建設リサイクル）」について

「建築確認事務」は住民生活に密着した分野であり、また「建設リサイクル」も対象工事が、届出者が在住している市町村で実施されている場合が多く、市町村で事務が完結することにより、その利便性が向上すると考えられる。

なお、いずれの事務の実施についても、法律上、建築主事を配置し特定行政庁となることが必要であることから、市町村における実施体制の整備状況を踏まえながら、移譲を進める必要がある。

※限定特定行政庁

建築主事を置く市町村の区域については「当該市町村長」、その他の市町村の区域については「知事」を「特定行政庁」という。（建築基準法2条）特定行政庁には全ての事務権限を持つ「一般特定行政庁」と一部の事務権限を持つ「限定特定行政庁」がある。

一般特定行政庁－岩手県、盛岡市

限定特定行政庁－宮古市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市

7 教育分野

○ 役割分担の基本的な考え方

市町村立幼稚園に関する事務や文化財に関する事務など、利便性の向上や地域の実情に応じた対応等が期待される業務については、専門性の確保などに配慮しつつ、住民に身近な市町村への移譲を進める。

なお、現在、学校教育分野を中心に、学校、市町村、県（及び国）の役割分担のあり方の検討を進めており、それを踏まえて、指導主事や教育事務所のあり方、市町村立学校県費負担教職員の人事権などの課題について、引き続き検討していく。

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 市町村立幼稚園に関する事務

市町村立幼稚園の「設置廃止」や「設置者の変更」の認可等に関する事務については、幼稚園と保育園の連携など、地域の実情に応じた幼児教育が行えるよう市町村への移譲を進める。（学校教育法・施行令）

(2) 文化財に関する事務

文化財に関する事務については、平成 12 年度から許可申請書の経由事務等が市町村に移譲されているが、その他の埋蔵文化財の発掘調査や県指定文化財のなどに関連する事務についても、専門性を確保しつつ市町村への移譲を進める。（文化財保護法・岩手県文化財保護条例）

(3) 社会教育主事に関する事務

社会教育主事の資格認定に関する事務は、社会教育主事のほとんどが市町村職員もしくは地元居住者であるという実態を踏まえ、利便性及び各地域の実情に応じた業務内容に必要な知識や技能という資格要件を考慮し、市町村への移譲を進める。（社会教育法）

(4) 博物館登録等に関する事務

博物館の登録、博物館相当施設指定、私立博物館への指導等に関する事務は、利便性及び各地域の実情を踏まえ、市町村への移譲を進める。（博物館法・施行規則）

(5) 市町村立学校職員の手当等に関する事務

市町村立小中学校職員の手当等に関する事務については、平成 13 年度から扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事務が市町村に移譲されているが、単身赴任手当、寒冷地手当及び児童手当等の認定に関する事務についても、事務手続きの完結性と効率性を高める観点から、市町村への移譲を進める。

2 主要な政策に関する役割分担

以下の項目について、継続検討

- ① 指導主事や教育事務所のあり方
- ② 市町村立学校県費負担教職員の人事権 など